

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務 基礎項目評価書【令和8年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和8年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税世帯3万円)の支給事務【令和5
③システムの名称	The給付シリーズ、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
非課税世帯等給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項別表 135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部せいかつ支援課
②所属長の役職名	せいかつ支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-69-8577 宝塚市健康福祉部せいかつ支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事前に複数人で確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っているほか、住民基本台帳に紐づいたマイナンバーを利用して業務に必要な情報(公金口座情報、税情報)を取得するため、個人情報特定においては人手の介在による作業ミスは発生しないこととなっている。	
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている

従業員に対する教育・啓発		[十分に行っている]	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策		[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		情報提供ネットワークシステムには権限を付与された職員のみがログインでき、アクセスする際はIDとパスワードによる認証を行っているため、権限のない者に不正にアクセスされるリスクへの対策は十分である。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	新規			事前	済
令和6年5月26日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務 基礎項目評価書	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務 基礎項目評価書	事後	済
令和6年5月26日	1①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務	令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務	事後	済
令和6年5月26日	1②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、暮らしへの支援を受けられるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成26年法律第27号、以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。（1）令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（非課税世帯3万円）の支給事務【令和5年12月31日終了】 （2）令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（非課税世帯7万円）の支給事務（令和5年12月25日開始） （3）令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯10万円）の支給事務（令和6年2月13日開始） （4）令和5年度こども加算の支給事務（令和5年12月25日開始）	事後	済
令和6年5月26日	3法令上の根拠	・番号法第九条第一項別表第一の百一の項、別表第一主務省令第74条、別表第一告示（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示）17号）	・番号法第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条	事後	済
令和7年6月4日	1 関連情報 1.②事務の概要	（2）令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（非課税世帯7万円）の支給事務（令和5年12月25日開始）	（2）令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（非課税世帯7万円）の支給事務【令和6年3月29日終了】		
令和7年6月4日	1 関連情報 1.②事務の概要	（3）令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯10万円）の支給事務（令和6年2月13日開始）	（3）令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯10万円）の支給事務【令和6年5月31日終了】		
令和7年6月4日	1 関連情報 1.②事務の概要	（4）令和5年度こども加算の支給事務（令和5年12月25日開始）	（4）令和5年度こども加算の支給事務【令和6年5月31日終了】		
令和7年6月4日	1 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第9条第1項別表 135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条		
令和7年6月4日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）121の項	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示		
令和7年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	2024/5/31		
令和7年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	2024/5/31		
令和7年6月4日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	[]提供・移転しない [十分である]	[☐]提供・移転しない []		
令和7年6月4日	Ⅳリスク対策 6.情報ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供) [十分である]	[☐]接続しない(提供) []		
令和7年6月4日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	[十分である] 事前に複数人で確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行っているほか、住民基本台帳に紐づいたマイナンバーを利用して業務に必要な情報（公金口座情報、税情報）を取得するため、個人情報特定においては人手の介在による作業ミスは発生しないこととなっている。		
令和7年6月4日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	[]	[3]権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] [十分である] 情報提供ネットワークシステムには権限を付与された職員のみがログインでき、アクセスする際はIDとパスワードによる認証を行っているため、権限のない者に不正にアクセスされるリスクへの対策は十分である。		